

岩手県告示第 939 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町釜津田字上栗宿 23 の 45（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 宮古市大字赤前第 15 地割字堀内 17 の 12、17 の 13、17 の 15
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。